

議 会 だ よ り

清水町

2007年(平成19年)8月

No.110

■発行 北海道清水町議会
 ■編集 清水町議会運営委員会
 〒089-0192 上川郡清水町南4条2丁目
 ☎62-2111・3317 FAX62-5160



国民健康保険の手続きなどを行っている保健福祉課 保険・医療グループの窓口

国民健康保険税条例の一部を改正する条例などを可決

第4回(6月)定例会

第4回定例会は6月11日から18日まで開かれ、行政報告3件、国民健康保険税条例の一部改正を含む条例改正4件、一般会計ほか7会計の補正予算、意見書2件等を原案どおり可決しました。
 また、14日・15日の両日には、5人の議員が15項目の一般質問を行いました。

国民健康保険税条例の一部改正について

6月18日の定例会最終日、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案がなされました。

改正の内容については、国民健康保険税の基礎課税分・医療分における課税限度額の改正と所得割、均等割、平等割の税率改正をするものです。(表参照)

税率改正の理由は、昨年の医療制度改革により新しい保険財政共同安定化事業が導入されたことに伴う財政負担が増えたこと、退職被保険者が増えたことで医療費が増額し負担が増えたこと等により、国民健康保険事業特別会計が収支不足となるためです。

今後の国民健康保険事業の基盤強化を図るため税率改正を実施する内容で、賛成多数により可決されました。

◆今回の国民健康保険税条例改正における項目別税率◆

項目	現 行	改正後
所得割	7.00%	7.80%
平等割	30,000円	31,000円
均等割	27,000円	28,000円
課税限度額	53万円	56万円

議会 豆知識

「国民健康保険(税)」

日本では、病気やけがをしたときに安心してお医者さんにかかれるように、すべての人がいづれかの医療保険に加入することになっています。

国民健康保険は、医療保険の中で基本的な役割を果たす保険で、住んでいる町によって運営され、加入者が国民健康保険税を出しあい支えあっています。

加入している人が、病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、支払った国民健康保険税と補助金などでまかなわれています。